

○総務省令第百三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
目次 【第一章～第六章の二略】 第七章 危険物保安監督者及び危険物取扱者（第四十八条―第五十八条の十五） 【第八章～第十二章 略】 【附則 略】 （高圧ガスの施設に係る距離） 第十二条 令第九条第一項第一号ニ（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。））、令第十一条第一項第一号及び第一号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）及び距離とする。 一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）以下この条及び第二十号の五の二において「水素等供給等促進法」という。）第十二条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けることができる高圧低炭素水素等ガス（水素等供給等促進法第十二条の高圧低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。）の製造のための施設を含む。）（高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び高圧ガス保安法第五条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高圧ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるとするガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をするもの二十メートル以上 二 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けること	目次 【第一章～第六章の二 同上】 第七章 危険物保安監督者及び危険物取扱者（第四十八条―第五十八条の十四） 【第八章～第十二章 同上】 【附則 同上】 （高圧ガスの施設に係る距離） 第十二条 令第九条第一項第一号ニ（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。））、令第十一条第一項第一号及び第一号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）及び距離とする。 一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設（高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高圧ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするもの二十メートル以上 二 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所及び同法第十七条の二の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所 二十メー

ができる貯蔵所を含む。〕及び高圧ガス保安法第十七条の二の規定により都道府県知事に届け
出て設置する貯蔵所 二十メートル以上

〔三・四 略〕

(避雷設備)

第十三条の二の三 令第九条第一項第十九号（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、令第十条第一項第十四号（同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。）及び令第十一条第一項第十四号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める避雷設備は、日本産業規格Z九二九〇―三「雷保護―第三部…建築物等への物的損傷及び人命の危険」に適合するものとする。

(水圧試験の基準)

第二十條の五の二 令第十一条第一項第四号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第六号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

一 高圧ガス保安法第二十條第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六條第一項において準用する高圧ガス保安法第二十條第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）である圧力タンク

〔イ・ロ 略〕

〔一・三 略〕

トル以上

〔三・四 同上〕

(避雷設備)

第十三条の二の三 令第九条第一項第十九号（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、令第十条第一項第十四号（同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。）及び令第十一条第一項第十四号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める避雷設備は、日本産業規格A四二〇―一「建築物等の雷保護」に適合するものとする。

(水圧試験の基準)

第二十條の五の二 令第十一条第一項第四号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第六号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

一 高圧ガス保安法第二十條第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設である圧力タンク

〔イ・ロ 同上〕

〔一・三 同上〕

(スプリンクラー設備の基準) 第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。 「一 略」 二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五及び第三十五条の二において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。 「三〇五 略」 （避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備） 第三十八条の二 令第二十一条の二の総務省令で定める製造所等は、給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第六号の用途に供するもの及び屋内給油取扱所のうち第二十五条の九第一号イの事務所等を有するものとする。 2 令第二十一条の二の規定による前項の製造所等の避難設備の設置の基準は、次のとおりとする。 一 給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第六号の用途に供するものにあつては、当該建築物の二階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。 「二・三 略」	(スプリンクラー設備の基準) 第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。 「一 同上」 二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十八条において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。 「三〇五 同上」 （避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備） 第三十八条の二 令第二十一条の二の総務省令で定める製造所等は、給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第二号の用途に供するもの及び屋内給油取扱所のうち第二十五条の九第一号イの事務所等を有するものとする。 2 令第二十一条の二の規定による前項の製造所等の避難設備の設置の基準は、次のとおりとする。 一 給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第二号の用途に供するものにあつては、当該建築物の二階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。 「二・三 同上」
---	--

様式第4のり（第4条、第5条関係）

〔表〕

給油取扱所構造改修計画書

事業の概要									
敷地面積		㎡							
給油空地間口		m 奥行							
注油空地		有（管線結管・移動貯蔵タンクに注入）・無 コンクリート・その他（ ）							
空地の舗装		（ ）							
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数		建築面積		水平投影面積				
	階		㎡		㎡				
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口		
					㎡				
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造		階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり	
上階の有無（用途別）（給油取扱所以外）		（ ）・無 （ ）の場合、屋根又はひさしの有無 有（ m）・無							
建築物の用途別面積		坪又は壁で区画された部分（柱間のみが出入りするものを除く。）の1階面積		坪又は壁で区画された部分（柱間のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む。）					
		第1号		㎡		㎡			
		第2号		㎡		㎡			
		第3号		㎡		㎡			
		第4号		㎡		㎡			
		第5号		㎡		㎡			
計		㎡		㎡					
周囲の壁又は壁はめ		構造等		高さ		㎡			
はめごろし戸の有無		有（開入りガラス・その他（ ））・無							

様式第4のり（第4条、第5条関係）

〔表〕

給油取扱所構造改修計画書

事業の概要									
敷地面積		㎡							
給油空地間口		m 奥行							
注油空地		有〔管線結管・移動貯蔵タンクに注入〕・無							
空地の舗装		コンクリート・その他()							
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数		建築面積		水平投影面積				
	階		㎡		㎡				
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口		
					㎡				
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造		階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり	
上階の有無 (給油取扱所以外)		有(用途 (右の場合、屋根又はひさしの有無		有()・無 ()・無					
建築物の用途別面積	項目	坪又は壁で区画された部分の1階の床面積		坪又は壁で区画された部分 (柱間のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)					
	第1号	㎡		㎡					
	第1号の2	㎡		㎡					
	第2号	㎡		㎡					
	第3号	㎡		㎡					
	第4号	㎡		㎡					
計		㎡		㎡					
周囲の壁又は壁はめ		構造等		高さ		m			
		はめごろし戸の有無		有〔開入りガラス・その他()〕・無					

(表)				
項目	型 式	数	道路境界線 からの間隔	敷地境界線 からの間隔
固定給油設備			m	m
固定給油設備			m	m
固定給油設備等			m	m
固定注油設備			m	m
固定給油設備以外の給油設備				
給油配管及びホース機器・給油ホース車(台)・給油タンク車				
附属設備の概要				
電 気 設 備				
消 火 設 備				
警 報 設 備				
遮 離 設 備				
事務所等その他火 気使用設備				
滞 留 防 止 措 置				
地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他()				
流 出 防 止 措 置				
排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他()				
タ ン ク 設 備				
専用タンク				
戻油タンク等				
可燃性蒸気 回収設備				
簡易タンク				
有・無				
工 事 請 負 者				
住 所 氏 名				
電 話				

備考1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 3 建築物の用途別面種の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
 4 専用タンク、戻油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のへ)を添付すること。

(表)				
項目	型 式	数	道路境界線 からの間隔	敷地境界線 からの間隔
固定給油設備			m	m
固定給油設備			m	m
固定給油設備等			m	m
固定注油設備			m	m
固定給油設備以外の給油設備				
給油配管及びホース機器・給油ホース車(台)・給油タンク車				
附属設備の概要				
電 気 設 備				
消 火 設 備				
警 報 設 備				
遮 離 設 備				
事務所等その他火 気使用設備				
滞 留 防 止 措 置				
地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他()				
流 出 防 止 措 置				
排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他()				
タ ン ク 設 備				
専用タンク				
戻油タンク等				
可燃性蒸気 回収設備				
簡易タンク				
有・無				
工 事 請 負 者				
住 所 氏 名				
電 話				

備考1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 3 建築物の用途別面種の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
 4 専用タンク、戻油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のへ)を添付すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (避雷設備の基準に関する経過措置) 第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの(指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。)の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格Z九二九〇一三「雷保護―第三部…建築物等への物的損傷及び人命の危険</u>」とあるのは、「<u>日本産業規格A四二〇一(一九九二)</u>」本工業規格A四二〇一(一九九二)」「建築物等の避雷設備(避雷針)」とする。 2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所(指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。)の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格Z九二九〇一三「雷保護―第三部…建築物等への物的損傷及び人命の危険</u>」とあるのは、「<u>日本産業規格A四二〇一(一九九二)</u>」「建築物等の避雷設備(避雷針)」とする。	附 則 (避雷設備の基準に関する経過措置) 第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの(指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。)の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格A四二〇一「建築物等の雷保護</u>」とあるのは、「<u>日本工業規格A四二〇一(一九九二)</u>」「建築物等の避雷設備(避雷針)」とする。 2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所(指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。)の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格A四二〇一「建築物等の雷保護</u>」とあるのは、「<u>日本工業規格A四二〇一(一九九二)</u>」「建築物等の避雷設備(避雷針)」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第十三条の二の三の改正規定及び第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和七年四月一日に現に消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所の避雷設備又は令和八年三月三十一日までにその工事に着手する製造所、貯蔵所若しくは取扱所の避雷設備のうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。